

## 2004年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

### 1. 対象期間

2005年1月1日 ~ 2005年3月31日

### 2. 法定基準の遵守状況

		ASR 1	エアバッグ類
再資源化率 2	基準	30%以上(2005年度~2009年度) 50%以上(2010年度~2014年度) 70%以上(2015年度~)	85%以上
	実績	66.9%	94.4%

### 3. 再資源化等の状況

		ASR	エアバッグ類		フロン類 3	
引取台数	指定引取場所での引取台数 4	9,721台	取外回収台数	219台	CFC引取台数	3,400台
	委託全部利用投入解体自動車台数 5	908台	車上作動台数	876台	HFC引取台数	3,965台
	合計	10,629台	合計	1,098台		
引取量	ASR取重量	1,396.1t	取外回収個数	315個	CFC引取重量	1,147.0kg
	委託全部利用引渡ASR相当重量	135.0t	車上作動個数	1,509個	HFC引取重量	1,477.7kg
	合計	1,531.1t	合計	1,824個	合計	2,624.7kg
再資源化重量	再資源化施設 ASR投入重量 6	1,011.7t	再資源化施設引取重量	24.8kg	—————	
	再資源化施設 ASR排出残さ重量	120.9t				
	委託全部利用投入ASR相当重量	135.0t	再資源化重量	23.4kg		
	委託全部利用排出残さ重量	1.1t				

#### 4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	ASR	エアバッグ類	フロン類	合計
払渡しを受けた預託金の額	55,976,220 円	1,839,930 円	15,466,500 円	73,282,650 円
再資源化等に要した費用	80,700,317 円	3,819,207 円	24,122,143 円	108,641,667 円
収 支	24,724,097 円	1,979,277 円	8,655,643 円	35,359,017 円

#### 再資源化等の実績の修正について

上記の 2004 年度再資源化等の実績は、一部の再資源化施設で、実績の修正が行われたため、下記項目の数値を修正いたしました(2006 年 6 月 1 日修正)。

(修正項目)	修正前	修正後
再資源化施設 ASR 排出残さ重量	111.0t	120.9t
ASR 再資源化率	67.6%	66.9%

#### [注記]

- ASR (= Automobile Shredder Residue) とは、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る破砕残さ。
- 再資源化率

$$\text{ASR 再資源化率} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 投入重量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{再資源化施設} \\ \text{ASR 排出残さ重量} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{投入 ASR 相当重量} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{委託全部利用} \\ \text{排出残さ重量} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} \text{ASR 引取重量} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{委託全部利用引渡 ASR 相当重量} \end{array} \right)}$$

$$\text{エアバッグ類再資源化率} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化施設引取重量} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} \text{エアバッグ類再資源化重量} \end{array} \right)}$$

- CFC (= 特定フロン CFC12)・HFC (= 代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。富士重工業は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者)が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。